官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○建築基準法第七十七条の二十一第三項並びに第七十七条の二十二第四項の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を改正する件（国土交通一三五二）　一
〔官庁報告〕
官庁事項
米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の変更について（農林水産省）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　七
地方公共団体
行旅死亡人関係　兇
会社その他
会社決算公告　兵

その他告示

○国土交通省告示第千三百五十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第三項並びに第七十七条の二十二第四項の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を次のように改正する。

令和八年十一月十七日

国土交通大臣　井林　辰憲